

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良区より理事の氏名、住所届出
普通水利組合の組織変更認可
米子幼稚園寄附行為の認可
- ◇雑報 私立各種学校の設置認可
私立各種学校の設置認可
鳥取食糧事務所出張所の所在地変更

告示

鳥取県告示第三百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八條第九項の規定により、次のように社村妻箇堰土地改良区より理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十七年七月二十九日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県知事 西尾愛治

氏名	住所
山脇房吉	東伯郡北谷村大字三江
島池金藏	"
山本定雄	"
吉岡鶴吉	"
田中岩雄	社村大字横田
長田四郎	"
川田豊太郎	"

鳥取県告示第三百六十九号

土地改良法施行法（昭和二十四年法律第九十六号）第九條において準用する同法第五條第二項の規定により、普通水利組合の組織を変更して土地改良区となることについて、次のとおり認可した。

昭和二十七年七月二十九日

鳥取県知事 西尾愛治

普通水利組合の名称 土地改良区の名称 認可年月日
 八代井手普通水利 八代井手土地改良区 昭和二十七年七月二十二日
 組合
 上大口用水路 西郷村上大口 〃

鳥取県告示第三百七十号

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三十一条の規定により、米子市東町一一八番地学校法人米子幼稚園寄附行爲を昭和二十七年七月二十五日付認可した。

昭和二十七年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第三百七十一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四條及び第八十三條の規定により私立各種学校の設置を次のように認可した。

昭和二十七年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

名称	所在地	設置者	認可年月日
日本レイヨン米子家政学園	米子市旗ヶ崎五七八番地	日本レイヨン株式会社米子製糸工場	昭和二十七年七月二十五日

鳥取県告示第三百七十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四條及び第八十三條の規定により私立各種学校の設置者の変更を次のように認可した。

昭和二十七年七月二十九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

名称	所在地	新設置者	旧設置者	認可年月日
鳥取ドレステイカ女子学院	鳥取市東品治二番地ノ一	財団法人鳥取ドレステイカ女子学院	矢谷允之	昭和二十七年三月二十四日
安藤洋裁専門学校	東伯郡倉吉町七〇五番地	財団法人安藤学園	安藤菊藏	昭和二十七年三月一日
鳥取県自動車技術員養成所	東伯郡倉吉町大字岡田一三番地	鳥取県自動車技術員養成所	山本晴人	昭和二十七年七月八日

雑 報

昭和二十七年七月二十九日

鳥取食糧事務所長 西 山 義 雄

出張所所在地変更について

鳥取食糧事務所郡家支所船岡出張所の所在地を昭和二十七年六月一日から次のように変更した。

事務所所在地

旧 鳥取県八頭郡船岡村大字坂田三六六番地

新 鳥取県八頭郡船岡村大字船岡三四一番地ノ一

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印刷所 鳥取県鳥取市東町取印所

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。
本県においては県民の皆様の日常生活に
関係ある重要な條例、規則、規程等をこの
公報に登載して公布しております。
国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日
講讀料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円
申込先 鳥取県総務部総務課